

各種助成措置の対象となる「寡婦等」とは

- ① 20才未満の子若しくは、一定の廃疾の状態にある子を扶養している配偶者のない女子
- ② 精神若しくは、身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者を扶養している女子

をいいます。なお、配偶者のない女子には、次のような方が含まれます。

- 配偶者と死別した女子で現に婚姻をしていないもの
- 離婚した女子で、現に婚姻をしていないもの
- 配偶者の生死が明らかでない女子
- 配偶者から遺棄されている女子
- 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子
- 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
- 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子
- 婚姻によらないで母となった女子で、現に婚姻をしていないもの

お問い合わせやご相談は

仙台市本町三丁目3-1. 仙台合同庁舎

電話代表(63)1111. 直通205010

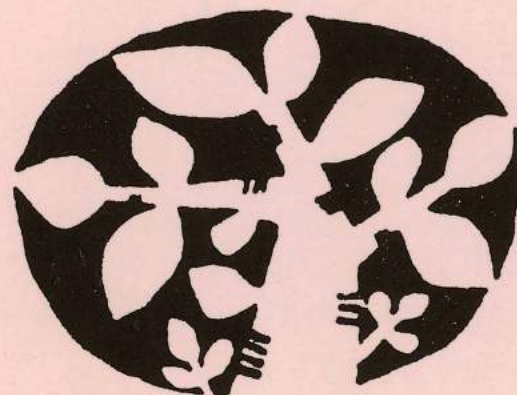
労働省宮城婦人少年室

仕事をしたい

寡婦等のみなさんへ

事業主のみなさんへ

昭和56年度



労働省婦人少年局

リーフレットNo.172

仕事をしたい方の利用できる窓口や制度

公共職業安定所

●仕事につくために… 職業相談・職業紹介

公共職業安定所では、専門の相談員等が就職についてのきめこまかな相談・指導を行い、適性や希望にあった事業所への職業紹介に努めています。

●技能を身につけるために… 公共職業訓練

仕事につく前に技能を身につけることが必要と公共職業安定所が認めた場合には、**公共職業訓練施設**（各種学校等へ訓練を委託する場合もあります。）において、専門の指導員のもとで、職業訓練を受けることができます。

科目：家政科 経理事務科 インテリア・サービス科 製図科
軽印刷科 販売科 トレース科など

（ただし、科目は地域により異なります。）

期間：6ヵ月～1年（委託訓練の場合は3ヵ月程度）

費用：無料 なお、所得が一定額以下の方に対しては、期間中訓練手当（平均月額94,580円）が支給されます。

●仕事や職場環境になれるために… 職場適応訓練

公共職業安定所が必要と認める方は、就職に先立って仕事や職場環境になれるために、**事業所内**で訓練を受けることができます。

期間：6ヵ月

費用：無料 なお、所得が一定額以下の方に対しては、期間中訓練手当（平均月額94,580円）が支給されます。

婦人就業援助施設

●仕事についての相談のために… 就業相談

就業等の相談や生活上の相談などに応じています。

●短期間で技能を身につけるために… 技術講習

就業に必要な技術や知識を身につけるための技術講習を実施しています。

種 目：タイプ 経理事務 病人介護 和裁 縫製 編物など

期 間：2週間～3週間

講習料：無料 なお、所得が一定額以下の方に対しては、期間中交通費（実費1往復1000円まで）と受講諸費（1日470円）が支給されます。

内職相談施設

●家庭外で働くことが困難な方のために… 内職あっせん

内職就業に関する相談、技術指導等を実施しています。

病気、不慮の事故、離別等により夫を失い、未成年の子供等をか
かえ、一家の生計の担い手として仕事につくことを希望している婦
人のなかには、次のような方がいます。

- 今まで働いた経験のない方
- 長い間仕事から離れ家庭にいた方
- 別の仕事に変わる必要のある方
- より有利な安定した仕事につくために技能
資格等を身につけたいという方など

これらの方々が仕事につくために、また、受入れていただく事業
主の方々のために、労働省では、次のような窓口や制度を設けて
おりますので、ご利用ください。

寡婦等を雇用する事業主の方の利用できる窓口や制度

公共職業安定所

公共職業安定所では、寡婦等の求人の申込みや就職後の指導に
ついて相談に応じています。寡婦等を雇用する場合、次の制度が
ありますのでご利用ください。

特定求職者雇用開発助成金

公共職業安定所の紹介により、寡婦等を常用労働者として雇い
入れる事業主に支給されます。

月 額：賃金の4分の1。ただし中小企業は3分の1（雇用者1
人につき）

期 間：1年

職場適応訓練

寡婦等が職場や仕事になれるために、事業主に訓練を委託して
います。訓練終了後は、通常引き続き雇用することになっていま
す。

期 間：6ヵ月

委託料：月額15,000円（訓練生1人につき）